

令和6年度仁木町紹介用パンフレット制作業務  
公募型プロポーザル方式による受託候補者選定実施要領

1 趣旨

仁木町紹介用パンフレット制作業務の内容及び契約の相手方となる受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 目的

仁木町では、令和6年度に高速道路が延伸し、（仮称）仁木インターチェンジが開通する予定であり、開通後の来町者増加が見込まれる。

これに合わせ、町紹介用パンフレットを配布し、仁木町の魅力を発信することで、本町の認知度の更なる向上、交流人口・関係人口の増加及び町の振興を図る。

3 業務概要

（1）業務名

令和6年度仁木町紹介用パンフレット制作業務

（2）業務内容

別紙「令和6年度仁木町紹介用パンフレット制作業務仕様書」のとおり

（3）公募型プロポーザル方式とする。

（4）委託期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）までとする。

（5）提案上限額

3,480,000円（税抜）

なお、提案上限額を超える提案については、無効とする。

4 提案資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件（以下「提出資格」という。）の全てに該当する者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。

（2）仁木町の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）仁木町建設工事等入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成15年仁木町告示第4号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立をしている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（5）次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団、又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的、又は積極的に暴力団の維持、又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体、又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

(8) 業務を一括再委託しないこと。

## 5 選定方法

(1) 提出資格を有することを認められた者は、提案書提出依頼通知書に基づき提案書等を提出するものとする。

(2) 企画提案者から提出された提案書等の書面及びプレゼンテーションを仁木町プロポーザル選定委員会において内容の審査及び採点評価し、企画提案者ごとに合計した点数が最も高く、かつ、最低基準点（満点の6割）以上である者を受託候補者として選定する。

(3) 合計点が同点である場合は、見積額が低い企画提案者を受託候補者として選定し、それでも選定できない場合は、くじ引きにより選定する。

(4) 受託候補者の選定にあたり、評価項目による配点の区分は公表しない。

(5) 企画提案者が1者になった場合でも、プレゼンテーションは実施する。

## 6 評価基準

| No | 審査項目   |
|----|--|
| 1  | 写真、イラスト、文字等の配置、配色、ロゴ、見出しの字体など、誰もが見やすく、わかりやすい内容となっているか。   |
| 2  | 仁木町の認知度の更なる向上、交流人口・関係人口の増加に繋がる提案となっているか。                 |
| 3  | 行政情報、観光情報、移住検討者向けの情報及び新規就農検討者向けの情報は、具体的でわかりやすい内容となっているか。 |
| 4  | 新しい視点やアイデアが盛り込まれているか。                                    |
| 5  | 本業務の実施体制は適当か。  |

## 7 質疑・回答

本プロポーザル方式による実施要領及び仕様書についての質問は、下記のとおり行うこと。

### (1) 提出方法

ア 別記第1号様式（仁木町ホームページにてダウンロード）により電子メールで送信すること。

イ 本業務の実施要領・仕様書の該当箇所がわかるように記載し、件名は「【質問】令和6年度仁木町紹介用パンフレット制作業務（会社名）」とすること。

ウ 電子メールの送信後、電話にて到着の確認（開庁時間内）を行うこと。ただし、電話及び来庁による質問は一切受け付けない。

### (2) 期 限

令和6年5月13日（月） 午後5時（必着）

### (3) 提 出 先

メール：kikaku02-niki@town.niki.hokkaido.jp

### (4) 回 答 日

令和6年5月15日（水）

### (5) 回答方法

質問書（別記第1号様式）を受信したメールアドレスに返信するとともに、仁木町ホームページで公表する。回答は参加申込及び企画提案説明書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。

また、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者選定において公平性を保てないと判断した場合には、回答しないこととする。

## 8 応募方法

### (1) 仕様書等の交付

仕様書、各種様式の交付については、次のとおりとする。

#### ア 交付期間

令和6年4月25日（木）から5月17日（金）まで

イ 交付方法

仁木町ホームページにてダウンロードすること。

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

| 番号 | 書類名                   | 注意事項  |
|----|-----------------------|---|
| ①  | 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式) | ホームページより記載様式をダウンロードして、様式に従い記載すること。                              |
| ②  | 提案書(第6号様式)            | ホームページより記載様式をダウンロードして、様式に従い記載すること。                              |
| ③  | 企画提案説明書(任意様式)         | ②提案書の記載事項について、A4（縦又は横で統一）で作成すること。                               |
| ④  | 実施体制図(任意様式)           | ②提案書の記載事項について、実施体制図並びに本業務の責任者及び従業者についての職務経歴をA4（縦又は横で統一）で作成すること。 |
| ⑤  | 見積書(任意様式)             | 税抜とすること。  |

ア ①の書類を提出後、公募型プロポーザル参加資格確認通知書の通知を受けたのち「②～⑤」の書類を提出するものとする。

イ ②の提案書については、③企画提案説明書（実施要領・仕様書を参考にして、専門用語などは必要に応じて注釈を付し、わかりやすく記載すること）、④実施体制図を添付すること。

提出部数は12部（正本1部、副本11部）とし、正本1部、副本1部のみ余白に会社名等を記入すること（副本10部については、会社名等を除くこと）。

(3) 提出期限

① 令和6年5月17日（金）午後5時（必着）

②～⑤ 令和6年5月24日（金）午後5時（必着）

(4) 各種書類の提出先

〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1

仁木町企画課未来創生係

持参の場合は土・日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は提出期限までに必着とし、郵便事故等については企画提案者のリスク負担とする。

(5) プレゼンテーション（ヒアリング）

次のとおり実施する。ただし、企画提案者の数が一定数を超える場合は、事前に仁木町プロポーザル選定委員会において書類選考を行い、プレゼンテーション（ヒアリング）

の実施対象者を決定する場合がある。

- ア 実施日時 令和6年5月29日(水) (時間は別途通知する)
- イ 実施場所 〒048-2492 余市郡仁木町西町1丁目36番地1  
仁木町役場2階(会議室)
- ウ 提案時間 20分間以内(提出された提案書等に基づき行うものとし、企画内容の追加、変更等は認めない。)
- エ 質疑応答 10分間以内
- オ 参加人数 3人以内
- カ 使用機器 パソコン等は参加者が用意すること。なお、パソコンを使用する場合、電源、スクリーン、HDMIケーブル、延長コードは町で用意したものを利用できる。

(6) 審査結果の公表及び通知

- ア 通知方法 プレゼンテーション(ヒアリング) 審査を受けた全ての企画提案者に結果通知書で通知するとともに、仁木町ホームページで公表する。
- イ 通知時期 令和6年5月30日(木)

(7) 失格となる提案等

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- イ 仕様書等に適合しない書類の提出があった場合。
- ウ 提出期限を過ぎて書類が提出されたもの。
- エ 選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合。
- オ 企画提案に係るプレゼンテーションを欠席した場合。
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

9 スケジュール

- 令和6年4月25日(木) 公募開始
- 5月13日(月) 質問締切
- 5月15日(水) 質問回答日
- 5月17日(金) 参加表明提出書締切(参加資格決定通知は随時)
- 5月24日(金) 提案書等提出締切
- 5月29日(水) プレゼンテーション(ヒアリング)
- 5月30日(木) 審査結果通知

10 その他の留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。緊急時等のやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止又は取消すことがある。

なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を仁木町に請求することはできない。

- (2) 提出後における提案書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、町から指示があった場合を除く。
- (3) 全ての提出書類は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 提出された提案書等は、仁木町情報公開条例（平成16年条例第10号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、事業を営む上で、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの等は、非開示となる場合がある。
- (6) 企画提案者は、第三者に対して業務の一部を委託する場合は、仁木町の承認を得ることとし、企画提案者と同等の義務を負わせるものとともに、当該第三者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (7) 企画提案者は、第三者に対して業務全ての委託は認めない。
- (8) 提案書等の提出は1者につき1案とする。
- (9) 審査結果に対する異議申立は受付けない。
- (10) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (11) 企画提案者は、必要書類の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものとする。
- (12) 手続において使用する言語は日本語、通貨単位は日本国通貨に限る。
- (13) その他、詳細は仕様書を確認すること。